

別紙様式3(一般競争入札)

令和6年度 北海道森林管理局公共工事契約状況

令和6年9月6日

分任支出負担行為担当官
留萌南部森林管理署長 藪 弘道

工事名		施工場所	工事種別	工事概要	入札方式
留萌南部森林管理署見晴2団地公務員宿舎 屋上防水設備修繕工事		北海道留萌市見晴町1丁目61番地1、及び留萌市見晴町1丁目62番地	建築工事	宿舎2棟の屋上防水修繕	一般競争入札
予定価格(税抜き)	調査基準価格(税抜き)	契約年月日	契約相手方の商号又は名称及び住所		
21,800,000	20,051,887	令和6年9月5日	ハラダ工業株式会社		
契約金額(税抜き)	工事着手の時期	工事完成の時期	北海道留萌市栄町2丁目7番31号		
17,450,000	令和6年9月	令和6年12月			

- 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第73条の規定に基づく競争参加資格
別紙1「入札公告」のとおり
- 競争に参加しようとした者の商号又は名称並びにそのうち競争に参加させなかった者の商号又は名称及びその者を参加させなかった理由
別紙2「競争参加資格確認結果」のとおり
- 入札者の商号又は名称及び各入札者の各回の入札金額
別紙3「入札執行調書」のとおり
- 予定価格の作成に用いた積算価格についての内訳
別紙4「予定価格積算内訳」のとおり
- 予決令第86条第1項の規定により契約の相手方となるべき者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかについての調査
別紙5「低入札価格調査結果の概要」のとおり
- 契約金額の変更を伴う契約の変更を行った場合 (令和6年11月27日追加記入)
 - ・変更契約年月日 令和6年11月27日
 - ・変更後の契約金額(税抜き) 17,650,000円
 - ・変更の理由 本工事の施工中、塗装作業を追加する必要が生じたため、変更契約を行った。
- 契約金額の変更を伴う契約の変更を行った場合 (令和6年12月19日追加記入)
 - ・変更契約年月日 令和6年12月19日
 - ・変更後の契約金額(税抜き) 17,600,000円
 - ・変更の理由 本工事の施工中、発生材処理について設計変更の必要が生じたため、変更契約を行った。
- 成績評定の結果 (令和7年1月16日追加記入) 評定点 83点

入 札 公 告

下記のとおり一般競争入札（政府調達対象外）に付します。

令和 6 年 7 月 1 9 日

分任支出負担行為担当官
留萌南部森林管理署長 藪 弘道

記

1 工事概要等

- (1) 工 事 名 留萌南部森林管理署見晴 2 団地公務員宿舎 屋上防水設備修繕工事
（電子入札対象案件）
- (2) 工 事 場 所 北海道留萌市見晴町 1 丁目 6 1 番地 1、及び留萌市見晴町 1 丁目 6 2 番地
- (3) 工 事 内 容 宿舎 2 棟の屋上防水修繕
（B－3 号棟 鉄骨ブロック 3 階建：建面積 151.75 m²）
（R－5 号棟 鉄筋コンクリート 3 階建：建面積 148.36 m²）
（詳細は入札説明書、工事仕様書等のとおり）
- (4) 工 期 契約締結日の翌日から令和 6 年 12 月 20 日まで
- (5) 本工事の入札は、適切かつ円滑な実施を目的として、仕様に基づく簡易な施工計画に係る技術提案等を求め、当該技術提案等に基づき、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（簡易型）により行う。
- (6) 本工事の入札は、入札を電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
- (7) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- (8) 本工事は、「大気汚染防止法」（令和 4 年法律第 68 号による改正）及び石綿障害予防規則（令和 5 年厚生労働省令第百五号による改正）に基づき、施工業者（元請業者等）が、都道府県、労働基準監督署と自治体（自治体への報告は大気汚染防止法に基づくもの）に対して、事前調査結果の報告が義務付けられた工事である。
- (9) 本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。

2 競争参加資格

本競争入札は、次に掲げる全ての条件に合致する者を競争参加資格の有資格者とする。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 令和 5・6 年度の北海道森林管理局における建設工事に係る競争参加資格のうち、「建築一式工事」の等級が B、C 又は D の認定を受けていること（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北海道森林管理局長が別に定める手続に基づく競争参加資格の再認定を受けていること。）。

(3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 平成 21 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの 15 年間に元請けとして、以下に示す同種工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、自社の出資比率が 20% 以上の場合のものに限る。）。

なお、当該実績が森林管理局長等（林野庁長官、森林技術総合研修所長、森林管理署長、森林管理支署長、治山センター所長及び総合治山事業所長をいう。以下同じ）が発注した工事のうち、入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、「林野庁工事成績評定要領」（平成 10 年 3 月 31 日付け 10 林野管第 31 号林野庁長官通知）第 4 の 3 に規定する工事成績表の評定点（以下「評定点」という。）が 65 点未満であるものを除く。（工事成績評定を実施した工事である場合。）

経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち 1 者が上記の基準を満たす施工実績を有すること。

同種工事： 北海道内において、延床面積 50 m²以上の屋上防水改修工事を含む改修工事
又は、延床面積 50 m²以上の外装を含む建築一式工事の施工実績

(5) 当該工事に係る簡易な施工計画（以下「技術提案書」という。）の提案内容が適正であること。

(6) 次に掲げる基準をすべて満たす主任技術者又は監理技術者を建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に基づき当該工事に配置できること。ただし、同法第 26 条第 3 項の規定に該当しない工事については、専任の義務は有しない。

① 1 級若しくは 2 級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

なお、「同等以上の資格を有する者」とは、2 級建築士以上の資格を有する者をいう。

② 監理技術者にあっては、上記①に定める資格のうち 1 級以上の国家資格を有する者であって、かつ監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。

③ 配置予定技術者については、資料提出日前に 3 ヶ月以上継続して雇用している者であること。

(7) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）、同種工事の施工実績等の競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）及び技術提案書の提出期限の日から開札の時までの期間に、北海道森林管理局長から「工事請負契約指名停止等措置要領」（昭和 59 年 6 月 11 日付け 59 林野経第 156 号林野庁長官通知）に基づく指名停止を受けていないこと。

(8) 森林管理局長等が発注した同種工事で、令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの 3 年間に完成・引き渡された工事の実績がある場合においては、当該工事に係る評定点の平均が 65 点以上であること。（工事成績評定を実施した工事である場合）

- (9) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（資本関係又は人的関係がある者の全てが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。入札説明書参照。）
- (10) 農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について（平成 19 年 12 月 7 日付け 19 経第 1314 号大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から、部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又は準ずるものとして農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (11) 建設業法に基づく本店、支店又は営業所等が、北海道森林管理局管内に所在すること。
また、経常建設共同企業体として申請書、資料及び技術提案書（以下「技術提案書等」という。）を提出する場合は、有資格者名簿に記載されている共同企業体の本店所在地が、上記区域内であること。
- (12) 以下の届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。
- ① 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出
 - ② 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出
 - ③ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出
- 3 競争参加資格の確認等
- (1) 技術提案書等の提出
本競争の参加希望者は、上記 2 に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、技術提案書等を提出し、分任支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。
- (2) 技術提案書等の提出期間、場所及び方法
- ① 提出期間
令和 6 年 7 月 22 日から令和 6 年 8 月 2 日の 9 時から 17 時（12 時から 13 時までを除く。）まで。
ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く。
 - ② 提出先
留萌南部森林管理署 総務グループ 総務担当
所在地 北海道留萌市沖見町 2 丁目 7 1 番地 1
電話 0164-42-2515
メールアドレス：h_rumoinanbu@maff.go.jp
 - ③ その他
提出は、電子入札システムを用いて提出すること。詳細は入札説明書によるものとし、郵送又は F A X によるものは受け付けない。ただし、承諾を得て紙入札による場合は上記②に示す場所に持参すること。
- (3) 上記(2)の①に規定する期限までに提出しない者又は提出した技術提案書等に不備のある者又は競争参加資格がないと認められた者は本競争入札に参加できない。

4 総合評価落札方式（簡易型）に関する事項

(1) 簡易型総合評価落札方式の仕組み

本工事の簡易型総合評価落札方式は、以下の方法により落札者を決定する方式とする。

- ① 入札説明書に示された競争参加資格を満たしている場合に、標準点 100 点を付与す

る。

- ② 上記 2 の (5) の技術提案書、上記 3 の (1) の資料で示された実績等により最大 30 点の加算点を与える。
- ③ 得られた標準点と加算点の合計を当該入札者の入札価格で除して算出した値（以下「評価値」という。）を用いて落札者を決定する。
その概要を以下に示すが、具体的な技術的要件及び評価項目ごとの評価に関する基準等については、入札説明書において明記する。

(2) 評価項目の指針となる事項

- ① 企業に関する項目
 - A 指定工種の工事成績
 - B 指定工種の施工に関する表彰実績
 - C 地域への貢献活動
 - D 地域精通度
 - E 同種工事の施工実績
 - F ISO 認証取得
 - G ワーク・ライフ・バランス等の推進
 - H 賃上げ実施の取組
- ② 配置予定技術者に関する項目
 - A 指定工種の配置予定技術者の保有資格
 - B 同種工事の配置予定技術者の従事経験
 - C 指定工種の配置予定技術者の工事成績
 - D 指定工種の配置予定技術者に係る表彰実績
- ③ 簡易な施工計画に関する項目
 - A 施工計画に対する提案
 - B 工程管理に対する提案
 - C 発注者が指定した課題への対応
 - D 品質管理に対する提案

(3) 加算点

加算点は、上記 (2) の①の項目で最大 12 点、②の項目で最大 6 点、③の項目で最大 14 点の計 32 点とする。

ただし、評価点の満点が 30 点を超えることから、得られた評価点に 30/32 を乗じた数値を加算点として与える。

(4) 落札者の決定の方法

入札参加者は価格、技術提案書等をもって入札する。標準点に加算点を加えた点数をその入札価格で除して評価値（ $\text{評価値} = \{ (\text{標準点} + \text{加算点}) / (\text{入札価格}) \}$ ）を算出し、次の条件を満たした者のうち、算出した評価値が最も高い者を落札者とする。

ただし、予定価格が 1 千万円を超える工事について、落札者となるべき者の入札価格では当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、入札価格が予定価格の制限の範囲内で、発注者の求める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

- ① 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
- ② 評価値が標準点（100 点）を予定価格で除した数値「基準評価値」を下回らないこと。

5 入札手続等

(1) 担当部局

留萌南部森林管理署 総務グループ
所在地 北海道留萌市沖見町2丁目7番地1
電話 0164-42-2515
メールアドレス : h_rumoinanbu@maff.go.jp

(2) 入札説明書等の交付期間、場所及び方法

① 交付期間

令和6年7月19日から令和6年8月21日まで（休日を除く。）の9時から17時まで（12時から13時までを除く。）。

② 場所 留萌南部森林管理署 総務グループ

所在地 北海道留萌市沖見町2丁目7番地1
電話 0164-42-2515

③ その他

配付資料は無料である。なお、電子入札システム（ダウンロードシステム）から入手可能である。

(3) 入札及び開札の日時、場所及び提出方法

入札書は、電子入札システムにより提出すること。

ただし、やむを得ない事情により発注者の承諾を得た場合は、紙入札による入札書を持参すること。郵送等による提出は認めない。

① 電子入札システムによる入札

入札開始日時 令和6年8月19日9時00分
入札締切・開札日時 令和6年8月22日10時00分

② 紙入札方式により持参する場合は、令和6年8月22日9時50分（電子入札の締め切りの10分前）までに留萌南部森林管理署会議室に持参すること。

なお、紙入札による競争入札の執行に当たっては、分任支出負担行為担当官により競争参加資格があると確認された旨の通知書の写し及び委任状がある場合は委任状を持参すること。

③ 開札は、令和6年8月22日10時00分に留萌南部森林管理署会議室にて行う。

6 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金 : 免除

② 契約保証金 : 納付。（保管金の取扱店 日本銀行札幌東代理店）

ただし、以下の条件を満たすことにより契約保証金の納付に代えることができる。

ア 利付き国債の提供（保管有価証券の取扱店 日本銀行札幌東代理店）

イ 金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条4項に規定する保証会社をいう。）の保証（取扱官庁北海道森林管理局）。また、公共工事履行保証証券による保証を付した場合又は履行保証保険契約の締結を行った場合には、契約保証金の納付を免除する。

③ 予決令第86条に規定する調査を受けた者に係る契約保証金の額は10分の3以上とする。

(3) 前金払

前金払いの金額は、請負代金額の10分の4以内とする。ただし、予決令第86条に規定

する調査を受けた者との契約に係る前金払いの金額は、請負代金額の 10 分の 2 以内とする。

(4) 工事費内訳書の提出

第 1 回の入札に際し、第 1 回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を電子入札システムにより提出すること。紙入札方式の場合は、入札書とともに工事費内訳書(様式自由)を提出すること。なお、当該工事費内訳書未提出の入札は無効とする。

(5) 入札の無効

- ① 本公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、申請書等に虚偽の記載をした者が行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- ② 無効の入札を行った者を落札者としたことが明らかになった場合には、落札決定を取り消す。
- ③ 分任支出負担行為担当官から競争参加資格のあることを確認された者であっても、開札の時ににおいて上記 2 に掲げる資格がない場合には、競争参加資格のない者に該当する。

(6) 配置予定監理技術者の確認

落札者決定後、CORINS(一般財団法人日本建設情報総合センターの工事实績情報システム)等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を締結しないことがある。なお、分任支出負担行為担当官によりやむを得ないものとして承認された場合の他は、配置予定監理技術者等の変更は認められない。

(7) 契約書作成の要否 : 要

(8) 関連情報を入手するための照会窓口

上記 5 (2) - ②に同じ。

(9) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記 2 (2) に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記 3 の (2) により技術提案書等を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時ににおいて、当該資格の認定を受け、かつ競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(10) 技術提案書等の内容のヒアリング

技術提案書等の内容についてのヒアリングは原則として行わない。

なお、ヒアリング実施の必要が生じた場合は別途通知する。

(11) 本案件は、技術提案書等の提出及び入札を電子入札システムで行うものであり、詳細については、「入札説明書及び電子入札システム運用基準(建設工事及び測量・設計コンサルタント等業務)」(平成 16 年 7 月 29 日付け 16 林政政第 269 号林野庁長官通知)による。

(12) 発注者綱紀保持対策について

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的とした、農林水産省発注者綱紀保持規程(平成 19 年農林水産省訓令第 22 号)第 10 条及び第 11 条にのっとり、第三者から以下の不当な働きかけを受けた場合は、これを拒否し、その内容(日時、相手方及び働きかけの内容)を記録し、同規程第 9 条に基づき設置する発注者綱紀保持委員会(以下「委員会」という。)に報告し、委員会の調査分析において不当な働きかけと認められた場合には、当該委員会を設置している機関において閲覧及びホームページにより公表する。

(不当な働きかけ)

- ① 自らに有利な競争参加資格の設定に関する依頼
- ② 指名競争入札において自らを指名すること又は他者を指名しないことの依頼
- ③ 自らが受注すること又は他者に受注させないことの依頼
- ④ 公表前における設計金額、予定価格、見積金額又は低入札価格調査制度の調査基準価格に関する情報聴取
- ⑤ 公表前における総合評価落札方式における技術点に関する情報聴取
- ⑥ 公表前における発注予定に関する情報聴取
- ⑦ 公表前における入札参加者に関する情報聴取
- ⑧ その他の特定の者への便宜又は利益若しくは不利益の誘導につながるおそれのある依頼又は情報聴取

(13) 詳細は入札説明書による。

また、入札に参加を希望する者は、北海道森林管理局ホームページに掲載されている競争契約入札心得を熟知のうえ、入札に参加すること。

掲載場所：北海道森林管理局＞ 公売・入札情報＞ 競争参加資格関係・入札参加者への注意事項等＞ 資料 7：北海道森林管理局競争契約入札心得

(14) 本公告に記載のない事項については、北海道森林管理局競争契約入札心得による。

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程(平成 19 年農林水産省訓令第 22 号)が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、[北海道森林管理局ホームページ](#) ＞ [公売・入札情報](#) ＞ [発注者綱紀保持対策](#) をご覧下さい。

競争参加資格確認結果

1. 工事名:留萌南部森林管理署見晴2団地公務員宿舎
2. 発注機関名:留萌南部森林管理署
3. 入札公告日:令和6年7月19日
4. 競争参加資格確認結果通知期限日:令和6年8月7日

資格確認申請者	資格の有無	資格がないと認めた理由
ハラダ工業株式会社 代表取締役 藤野徹弥	有	
興北建設株式会社 代表取締役社長 原田欣典	無	入札公告3(2)に定める技術提案書様式5～8が添付されていないため

入札執行調書

調達案件番号(第003801009020240004号)			調達案件名称		留萌南部森林管理署見晴2団地 公務員宿舍屋上防水設備修繕 工事(留萌南部森林管理署)			
業者名称	技術評価点				入札第1回			備考
	総計	標準点	技術提案加算点		金額	評価値	順位	
			換算加 算点(小 計)	加算点 の合計 (加算 値)				
ハラダ工業(株)	116.8	100	16.8	16.8	17,450,000	0	1	落札
(注)上記金額は、入札者が見積もった金額の110分の100に相当する金額である。								

入札執行月日	令和06年8月22日
開札結果は上記の金額の通り相違ありません。	
執行官	藪 弘道
立会・確認職員	堂坂 文彦

予定価格積算内訳

〈国土交通省「公共建築工事共通費積算基準」〉

工事名：留萌南部森林管理署見晴 2 団地公務員宿舍 屋上防水設備修繕工事

費 目	工 種	種 別	数量	金 額(円)	摘 要
直 接 工事費	A 建築工事		1 式	15,334,035	
	B 電気設備工事				
	C 機械設備工事				
	直接工事費計			15,334,035	
共通費	共通仮設費計		1 式	683,415	
	現場管理費計		1 式	2,866,669	
	一般管理費計		1 式	2,915,881	
	共 通 費 計			6,465,965	
	計（工事価格）			21,800,000	
	消 費 税			2,180,000	10%
	合 計（工事費）			23,980,000	

低入札価格調査結果の概要

令和6年8月30日

工 事 名 : 留萌南部森林管理署見晴 2 団地公務員宿舍 屋上防水設備修繕工事
調 査 対 象 業 者 名 : ハラダ工業株式会社
調査対象業者名住所 : 北海道留萌市栄町 2 丁目 7 番 3 1 号

調 査 項 目	結 果 の 概 要	提 出 資 料
1 その価格で入札した理由 (必要に応じて、入札価格の内訳書を徴する)	・土木・建築工事に精通し、作業効率の向上、コスト削減、協力会社との施工協力体制が確立されている ・留萌市内約3キロ圏内に受注現場が複数あることから、人員体制の応援体制が確立されている ・留萌市に本社があり、通勤時間の短縮、現地の状況に精通していることから作業の効率化・経費の削減が可能である 以上、3点の内容から、当該価格での工事は可能と判断し入札した。	・様式 3 当該価格で入札した理由 ・様式 4 積算内訳書 ・様式 5 - 1 共通仮設費の内訳 ・様式 5 - 2 現場管理費の内訳 ・様式 5 - 3 一般管理費の内訳
2 契約対象工事等付近における手持工事の状況	・発注者：北海道留萌振興局 留萌建設管理部 工事名：3・4・18見晴通改築工事 2 工区（補正・明許）外 工期：令和 6 年 4 月 25 日～令和 7 年 3 月 10 日 金額：163,460,000円 ・発注者：留萌市水道事業発注 工事名：自由が丘ポンプ室（建築・機械・電気）更新工事 工期：令和 6 年 7 月 8 日～令和 7 年 7 月 30 日 金額：142,450,000円 ・発注者：海上保安庁発注 工事名：留萌港南防波堤灯台改良改修工事 工期：令和 6 年 8 月 7 日～令和 6 年 11 月 29 日 金額：45,595,000円	・様式 6 契約対象工事等付近における手持工事等の状況 ・様式 7 配置予定技術者名簿
3 契約対象工事等に関連する手持工事等の状況	・発注者：留萌市水道事業発注 工事名：自由が丘ポンプ室（建築・機械・電気）更新工事 工期：令和 6 年 7 月 8 日～令和 7 年 7 月 30 日 金額：142,450,000円 ・発注者：海上保安庁発注 工事名：留萌港南防波堤灯台改良改修工事 工期：令和 6 年 8 月 7 日～令和 6 年 11 月 29 日 金額：45,595,000円	・様式 8 契約対象工事等に関連する手持工事等の状況 (・様式 7 配置予定技術者名簿)

4 契約対象工事箇所と調査対象者の事業所、倉庫等との地理的条件	事業所からの距離が約1.1kmであり、現場労働者への負担も少なく、効率的な作業実施が可能である。	・様式9 契約対象工事等と調査対象者の事業所、倉庫等との地理的条件
5 手持資材等の状況	なし	・様式10 手持資材等の状況
6 資材購入先及び購入先と調査対象者との関係	屋上防水設備修繕工事 株式会社アイディエフ 協力会社	・様式11 資材購入先及び購入先と調査対象者との関係
7 手持機械数の状況	なし	・様式12 手持機械の状況
8 労働者等の具体的供給見通し	自社以外、工種ごとに協力会社の雇用により施行することとしており、施工体制に問題はない。	・様式13ー1 労働者の確保計画 ・様式13ー2 工種別労働者配置計画
9 過去に施工等した工事等名及び発注者	・発注者：札幌高等裁判所 工事等名：旭川地家裁留萌支部庁舎改修工事 工期：令和5年7月28日～令和6年2月29日 金額：112,365,000円 工事等成績評定点：79点 ・発注者：留萌南部森林管理署 工事等名：1192林班治山工事 工期：令和5年5月19日～令和5年11月13日 金額：35,200,000円 工事等成績評定点：81点 ※ いずれの工事も適正に施工されている。	・様式14 過去に施工等した工事等名及び発注者
10 過去に受けた低入札価格調査対象工事等	なし	・様式15 過去に受けた低入札価格調査対象工事等
11 安全管理体制	工事現場管理体制、緊急事態対応表、安全衛生管理計画（方針、目標、活動事項）、安全訓練実施計画及び安全パトロール実施計画が提出され、緊急時の対応等の安全管理体制を明確にしているほか、日々の安全工程打合せを行うなど具体的に定めている。	・様式16 安全管理に関する資料 ① 現場安全衛生管理組織表 ② 緊急時の連絡体制図 ③ 安全管理計画 ④ 安全訓練活動計画 等
12 経営内容	財務諸表を提出。	・財務諸表
13 給与等	賃金台帳等を提出 不払い等無く特に問題なし	・賃金台帳

14	その他必要な事項	特になし	・誓約書
15	1から14までの内容確認等及びヒヤリングした結果について (令和6年8月29日実施)	・本社事務所と当該工事現場の距離が約1.1kmと近距離であり、また付近（3キロ圏内）に受注現場が複数あることから、効率的な現場管理・作業を行うことができる。 ・過去に施工等した工事について、当署を含む多くの各官公庁発注業務の完工実績があり、また昨年度実施した「旭川地家裁留萌支部庁舎改修工事」では、屋上防水の修繕も実施していることから、当該工事においても契約内容のとおり完工することが可能と見込まれる。 ・提出様式13-1「労務者の確保計画」において、記載した協力会社については、確保できる見通し。 以上から、施工にあたって特段問題となることは認められず、当該工事については仕様書等に適合した内容で施工されると判断する。	